

令和9年度 県産材利用促進関係補助事業(予定)

- ぎふ県産材利用促進施設等整備事業 【県単事業】
- 木の香る快適な公共施設等整備事業 【森林・環境基金事業】
- ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業 【森林・環境基金事業】
- 県民協働による未利用材の搬出促進事業 【森林・環境基金事業】

※補助内容等は変わる可能性があります。

非住宅木造建築物等の支援事業

・ ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単事業】

補助メニュー	木造化支援（福祉・商業・観光・医療施設等の木造化支援）
事業主体	市町村、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等（個人、個人事業主は対象外）
対象施設	福祉関連施設・商業施設・観光施設・医療施設等
面積要件	○福祉関連施設 延床面積が概ね300㎡以上 ○商業施設・観光施設・医療施設 延べ床面積 概ね100㎡以上
県産材 使用基準	・ 木質部の80%以上にぎふ証明材等※1 を使用 ・ 主要構造はすべてJAS製材品等※2 又はぎふ証明材等
補助額	17,000円／㎡（上限30,000千円）
協定締結者	・ 県外施設も対象 ○令和7年度までに協定※3を締結した場合の補助額、補助上限額↓ ・ 商業・観光・医療施設等で延べ床面積500㎡以上 18,700円／㎡（上限50,000千円） ・ 商業・観光・医療施設等で延べ床面積1,000㎡以上 19,550円／㎡（上限50,000千円）
その他	・ 国・県及び市町村との補助制度との併用は可能（ただし、林野庁の補助金は除く）

※1 ぎふ証明材等 : 「岐阜証明材推進制度」に基づき認証された木材又は「森林認証制度」に基づき県内のFM認証森林で伐採され、CoC認証事業体により製材・加工・流通が行われた木材

※2 JAS製材品等 : JAS(日本農林規格)製材品又は「ぎふ性能表示材推進制度」に基づき認証された木材

※3 協定締結者 : ※岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例に基づく協定を県と締結した事業者

非住宅木造建築物等の支援事業

・ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単事業】

補助メニュー	木造化支援（新技術・新製品を活用した施設の木造化支援）
事業主体	市町村、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等（個人、個人事業主は対象外）
対象施設	新たな部材や新技術を活用した、モデル性が高いものとして知事が認める施設
面積要件	延べ床面積が概ね100㎡以上
県産材 使用基準	・木質部の80％以上にぎふ証明材等を使用 ・主要構造はすべてJAS製材品等又はぎふ証明材等
補助額	補助対象経費の1/2以内（上限30,000千円） ※新技術等で囲まれた区画、又は床面及び天井においてはそれが含まれる範囲
協定締結者	・県外施設も対象 ○令和7年度までに協定を締結した場合の補助上限額↓ ・延べ床面積500㎡以上 補助対象経費の1/2以内（上限50,000千円）
その他	・事業の採択にあたり、ヒアリングとは別に新技術等や県産材PR計画についてプレゼンテーションを行っていただきます。 ・国、県及び市町村との補助制度との併用は可能（ただし、林野庁の補助金は除く）

非住宅木造建築物等の支援事業

・ ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単事業】

補助メニュー	木造化支援（小規模施設の木造化支援）
事業主体	市町村、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等（個人、個人事業主は対象外）
対象施設	○ぎふ証明材等を活用し、運動場、広場及び公園等の県民ふれあいの場、ならびに国・県道の沿線等に、県民等に対するPR効果の高い施設を整備する経費とする。 教育関連施設、福祉関連施設、公共施設、管理施設、休憩施設、展望施設、観光案内施設、農林産物販売所、集会施設、畜舎、土木資材利用施設（防護壁、木柵、土留等）、四阿、階段、ガードレール、木橋、木製遊具、バス停、公衆トイレ、パーゴラ 等
面積要件	概ね5㎡以上300㎡未満
県産材 使用基準	・ 概ね2㎡以上木材を使用 ・ 木質部の90%以上にぎふ証明材等を使用
補助額	補助対象経費の1/2以内（上限3,000千円）
協定締結者	県外における施設についても補助対象
その他	・ 他国、県補助金との併用は、補助対象施設が建築物以外の場合は原則不可 ・ 市町村単独補助は可

非住宅木造建築物等の支援事業

・ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単事業】

補助メニュー	内装木質化支援
事業主体	市町村、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等（個人、個人事業主は対象外）
対象施設	福祉関連施設・商業施設・観光施設・医療施設・市町村役場庁舎
県産材 使用基準	原則としてぎふ証明材等、厚さは概ね10mm以上
補助額	施工面積1㎡あたり5千円以内（準不燃材以上使用の場合は10千円以内）
協定締結者	・ 県内、県外の事務室等も補助対象 ・ ただし、県外は施工面積が100㎡以上必要
その他	・ 国、県及び市町村との補助制度との併用は可能（ただし、林野庁の補助金は除く）

非住宅木造建築物等の支援事業

・ぎふ県産材利用促進施設等整備事業【県単事業】

補助メニュー	備品導入支援		
事業主体	市町村、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等（個人、個人事業主は対象外）		
対象施設	教育関連施設・福祉関連施設・商業施設・観光施設・医療施設・公共施設等		
補助額	備品本体の取得額の 1 / 2 以内 上限5,000千円 ※備品ごとに上限額を設定		
備品種別 県産材使用 基準等	備品種別	上限額	県産材使用基準
	机・テーブル	80千円／脚	すべてぎふ証明材等で製作されたもの
	椅子・ベンチ	40千円／脚	背・座・脚のいずれか 2 か所以上にぎふ証明材等が現し で使用されているもの
	ソファ	90千円／脚	
	ベッド	100千円／床	ベッドフレームがすべてぎふ証明材等で製作されたもの
	収納・陳列棚	100千円／台	すべてぎふ証明材等で製作されたもの
	上記以外	知事が別途 決定した額	すべてぎふ証明材等で製作されたもの
協定締結者	・ 県外及び事務所等への導入も対象		
その他	・ 国、県補助金との併用は、原則不可 ・ 市町村単独補助は可		

木造公共施設関連の支援事業

・木の香る快適な公共施設等整備事業 【清流の国ぎふ森林・環境基金事業】

補助メニュー	木造化	内装木質化
対象施設	教育関連施設（幼稚園・小・中学校・高等学校（体育館含）等） 福祉関連施設（保育園・こども園、老人ホーム、障がい者グループホーム等）	
事業主体	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等（個人、個人事業主は対象外）	
面積要件	○教育関連施設、福祉関連施設 延床面積が概ね300㎡以上	施工面積概ね200㎡以上
県産材 使用基準	・木質部の70%以上にぎふ証明材等を使用 ・主要構造はすべてJAS製材品等又はぎふ証明材等	・原則すべてぎふ証明材
補助額	17,000円／㎡（上限30,000千円）	5,000円／㎡（上限30,000千円） （準不燃材以上使用の場合は10千円以内）
その他	・国、県及び市町村との補助制度との併用は可能 ・林野庁の木造公共施設の整備に関する補助制度、森林環境譲与税との併用は不可	

木造公共施設関連の支援事業

・ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業【清流の国ぎふ森林・環境基金事業】

対象施設	教育施設（幼稚園、小中学校）、児童福祉施設等
事業主体	市町村・学校法人・社会福祉法人等（個人、個人事業主は対象外）
事業概要	●幼稚園、小中学校、保育園における県産材を使用した机・イス等の導入経費を補助
補助率	●備品本体の取得額の1／2以内 （但し、机・イスのセットについては上限18,000円/セット）
補助対象	・全て「ぎふ証明材」を使用し製造された、机・イス・教卓・ロッカー・下駄箱等 ・導入製品は原則、JIS適合製品、若しくはJISに準拠した試験に合格したもの（但し、ロッカー・下駄箱等の収納ユニットは除く）
その他	・導入した木製品の利用者に対し「ぎふ木育」を実施すること （但し実施経費は補助対象外） ・ただし、新設の施設に対する導入であり、木育実施の対象者がいない場合は、補助事業者が外部講師への委託等により研修会を実施し、研修会実施報告書と次年度実施計画書の提出をもって上記にかえることが可能 ・国、県及び市町村との補助制度との併用は可能 ・林野庁の木造公共施設の整備に関する補助制度、森林環境譲与税との併用は不可

非住宅建築物の木造化等の支援事業について

事業実施までの流れ(例)

○令和9年度事業の場合

※令和9年7月に事業に着工し、令和10年1月に完成する場合

<具体的なスケジュール>

R8.8 . . . 要望調査の実施 (県→市町村、各学校法人、社会福祉法人)

R8.9 . . . 要望調査締切

R8.10~R9.2 予算要求 (県)

R8.11~R9.2 ヒアリング (適宜) ※県の担当者・設計士を交えての打ち合せ

R9.3 . . . 予算議決

※ぎふ県産材利用促進施設等整備事業の新技术・新製品を活用した施設の
木造化支援については追加で別途ヒアリングを実施予定

R9.4以降~ 事業計画書の申請 (事業主体→県)

R9.5 . . . 事業計画の承認 (県→事業主体)

R9.6 . . . 補助金交付申請書の提出 (事業主体→県)

R9.7 . . . 補助金交付決定通知 (県→事業主体)

R9.7 . . . 事業着手 (工事入札決定・契約)

R10.1 . . . 建物完成

R10.2 . . . 県完了検査 (県→事業主体)

R10.3 . . . 補助金支払い (県→事業主体)

県民協働による未利用材の搬出促進事業

・ 県民協働による未利用材の搬出促進事業【森林・環境基金事業】

対象事業	市町村及び地域住民が一体となって林地残材を搬出する取組における ・ 搬出された未利用材の取引 ・ 搬出機械（ポータブルウインチ等）の導入 ・ 伐採保護具等の導入・当事業に関する間接補助事業者主催の研修会費用（講師料等）の助成
事業主体	市町村 ※間接補助事業者 地域で組織する協議会、NPO法人、バイオマス加工事業者、森林組合等林業事業体、その他知事が認めるもの
補助額	市町村が助成する額の1／2以内 （未利用材の取引は、取引量1トン当たり1,500円、搬出機械の導入は、1間接補助事業者当たり750千円、伐採保護具等の導入は、伐採保護具1着当たり13千円、保護帽1個あたり6千円、研修会費用の助成は、1回あたり30千円を上限とする。）
その他	・ 国及び県の他の補助制度との重複不可 ・ 令和9年度以降、市町村が作成した推進計画に基づく事業を対象とする予定